

県南広域振興局長告示第 91 号

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成 18 年 8 月 29 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

登録 番号	生産事業者の氏名又は名称及 び住所	生産事業の内容				事業所の名称及 び所在地	生産事業の廃止 年月日
		種 穂		苗 木			
		採 取	精 選	幼 苗 の 育 成	幼 苗 以 外 の 苗 木 の 育 成		
岩手・ 千 15	伊藤義雄 一関市千厩町小梨字都沢 198			○	○	伊藤義雄 一関市千厩町小 梨	平成 18 年 7 月 1 日